旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化

国土交通省

旅行業者による利用者への安全情報提供の義務付け

表示のイメージ

旅行商品に関する情報

商品名　　〇〇〇〇〇
旅行日程　乗車地　〇〇（〇〇駅〇〇口〇〇前）　〇〇：〇〇発　　実車走行距離：〇〇〇km
　　降車地　〇〇（〇〇駅〇〇口〇〇前）　〇〇：〇〇着　　交替運転者：〇名乗務
出発日　　〇月〇日～〇月〇日までの毎金・土・日曜日　　旅行日数：〇日
旅行代金　　一人あたり〇〇〇〇円（〇才以上　〇才未満はご利用いただけません。）
最少催行人員　〇〇名
利用予定貸切バス会社　〇〇バス株式会社　安全性評価認定事業者
（複数列記）　　自動車保険（任意保険）：対人賠償無制限　等

バスの安全に関する情報

安全運行協議会の設置の有無
運転者の配置基準への適合性に関する情報（デジタル式運行記録計、ふらつき注意喚起装置等）　等

（7月1日（日）改正省令施行）

旅行業者の禁止行為に旅行の安全に係る事項の追加（省令改正）

旅行業者の禁止行為として、安全の確保が不十分な一定の運送サービスを旅行者に提供する行為を追加し、高速ツアーバスに係る安全の確保を図る。

（7月1日（日）改正省令施行）